

## 概要及び申請方法のポイントについて

### 申請条件

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した者  
⇒公的支援を受けたもしくは所得が1/2となった
- 今年度に入って授業料等の免除の適用を受けていない者
- 原則修業年限を超過していない者
- 国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・研究生  
・科目等履修生ではない者
- 今期より前の学期の授業料を滞納していないこと
  - ※前期に申請する場合は前年度後期分を滞納していないこと（新入生を除く）
  - 後期に申請する場合は当年度の前期分を滞納していないこと

上記の5つ全てを満たす必要があります。

**公的支援を受けていた場合、所得が $\frac{1}{2}$ まで悪化していなくても申請できます。**

**独立生計者・私費留学生は原則本人の収入や仕送りの状況が悪化した場合です。**

## 公的支援とは（主に日本人学生）

- 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

## 公的支援の例（主に日本人学生）

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）
- 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）
- 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付
- 危機対応融資 商工組合中央金庫
- セーフティネット保証4号
- セーフティネット保証5号
- 危機関連保証
- 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
- 小学校休業等対応支援金
- 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）
- 厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予
- 国税・地方税の納付猶予

## 公的支援には該当しないもの（主に日本人学生）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が理由でない公的支援
- 審査を行っていない公的支援  
⇒特別定額給付金、NHK受信料猶予、児童扶養手当の上乗せ等
- 民間の機関が実施している支援  
⇒銀行等の借入金返済猶予、光熱費の猶予等

## 所得が1/2以下となった例

### 三人家族のケース



世帯として昨年より所得が1/2以下となっている

昨年：本人100万+父600万=700万円  
今年見込み：本人 30万+父250万=**280万円**

## 所得が1/2以下となった例

### 独立生計者・私費留学生（配偶者等無しの場合）



申請者本人が昨年より所得が1/2以下となっている。  
なお、収入のある配偶者等がいた場合はその収入も踏まえて審査されます。

#### 【注意】

独立生計者として申請するためには条件がありますので、申請のしおりをよく確認して下さい。

## 所得が1/2以下となっていない例



### 世帯として昨年より所得が1/2以下となっていない

昨年：本人100万＋母600万＋父200万＝900万円  
今年見込み：本人 30万＋母600万＋父200万＝**830万円**

## 注意事項

- 申請をする前に申請のしおり及び必要書類一覧を確認し  
**申請内容を理解すること**（家族任せにしないこと）
- 不足書類や追加書類の請求や申請内容の確認のため電話やweb学生システムのメッセージで連絡することがあります。  
指定された方法にて対応しなかった場合、**当該申請内容は審査しません。**
- 後日申請内容・書類について事実と異なることが判明した場合、**当該申請を無効とし免除を取消します。**

免除の予算はみなさんの税金です。  
申請内容には責任を持って  
正しい申告を行い  
正しい支援を受けましょう。

学生支援課 奨学支援担当係

電話048-858-3033



9:00~16:30(土日祝日や年末年始、夏季休業期間を除く)  
※12:15~13:15は窓口のみ対応します。(電話は不通となります。)